



1983-11
No.182

【表紙】

アニメーション
「おこんじょうり」

解説は14ページ
題字デザイン・桑山弥三郎
カット・林美紀子

もくじ

天然記念物に思うこと
加藤陸奥雄 4

随想

歴博の宣伝
土田直鎮 8

＝ 報告

昭和58年度東日本地区
文化振興会議を終えて
茨城県教育庁文化課 10

昭和58年度西日本地区
文化振興会議を終えて
滋賀県教育委員会事務局文化振興課 12

東京都文化振興条例について
東京都生活文化局コミュニティ文化部
振興計画室 15

文化庁ニュース

昭和58年度文化勲章受章者、文化功労者決定 17
昭和58年度文化財愛護全国研究集会 18
昭和58年度地域文化功労者表彰 19
史跡の指定等 22
昭和58年秋の褒章受章者決まる 24
昭和58年秋の勲章受章者決まる 24

地域文化活動紹介シリーズ⑦ 北海道清水町 25

国宝鑑賞シリーズ⑥ 28 国立劇場ニュース 31

天然記念物に思うこと



加藤 陸奥雄

(東北大学名誉教授)

文化財とは一般的には人類の文化活動によってつくり出された事物・事象で文化的価値のあるものをいう、と物の本に書いてある。国民一般は文化財という言葉からはまさにこのようなものを認識していると思われるが、文化財保護法の制定以来、同法の対象とするものをさす場合もある、と同じ本に書き加えられてある。

もともと文化財保護法はそれ以前にあった国宝保存法、重要美術品等ノ保存ニ関スル法律、史蹟名勝天然記念物保存法を包括し、それに民俗資料や埋蔵文化財等をも加えて文化財の範囲を拡大してそれらの保存をはかるために制定されたものであった。その中で史蹟名勝天然記念物保存法の制定はその昔、古社寺保存法を運用

は栽植された名木、巨樹、老樹等もその対象とされているが、これらは必ずしもわが国の自然を記念するものではなく、文化活動にかかわるものとみられるものであるように思われる。

こうしてみると文化財保護法なるものの中では、一般的に認識されている文化財、すなわち人類の文化的活動によってつくりだされたもの、というものが根幹とされているように思われるし、異質的なものが史蹟名勝天然記念物として一括され、しかもそれが古社寺保存というところと方に出発点をおいていることからこのことがうかがわれる。

ともあれ、文化活動というものも、それが舞台となる自然風土とのかかわりなしにはあり得ないことを考えると、文化財保護法において、文化財の定義を拡大して、いわゆる人文的なるものに加えて自然的なるものを包括したことは一つの見識といえよう。しかし、このように拡大された文化財を後世に引継いでいくための保護保存について考えてみると、保護、保存というもののとらえ方、そのあり方は人文的文化財と自然的文化財とは軌を一にして扱うには問題があり、両者の間に著しく異質なものがあるといえよう。特に人類の諸活動が自然に対して激しい変革をもたらしている現代社会においてはそのことをますます明瞭なものとしているように思

して名勝、旧跡の保存がはかられてきたことの延長にあるという経緯は現在の天然記念物の指定とその保護に関連して注意をひくことのように思える。

文化財保護法は文化財を有形文化財、無形文化財、民俗資料、と記念物の四つの柱をたてて定義づけている。この四つの柱の中で前三者は明らかに一般的に文化財と誰でもが認識している人類の文化活動によってつくりだされた事物事象そのものであるといえる。しかし第四の柱の記念物はそれとはかなり異質性のものを包含している。記念物には貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅等々の遺跡と庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地、及び動物、植物と地質鉱物等を含んでいる。その内容からみると三つに分けられるが、それがそれぞれは史蹟、名

二

地球上に生存している生きものの中で人類だけが二つの世界をもっているといわれる。人類も含めてすべての生きものは生物的自然の世界といわれる中で生活しているが、人類だけはそれに加えて技術的創造の世界といわれるものをもっている。

元来、他の生きものと同じように生物的世界の中にその生をゆだねてきた人類は、創造の英知をはたらかせて自然にはたらきかけ、自然を変革して技術的創造の世界をうちたててきた。文化的活動はまさにこの世界で行われるものであろう。しかし、この世界が生物的世界と対立してあるものではなく、この世界の主役である人間が生きものであることからみても、生物的世界を舞台としていることを考えると生物的自然的世界の摂理にもとるものであってはならないであろう。このことに欠けるところが公害問題をひきおこし、環境問題を提起することになったのは周知のことであるが、このことについてここで論議することはしないが、ともあれ、

勝、天然記念物とされているものである。この中で史蹟は明らかに人類文化活動の所産であるが他の二つはかなり趣を異にしている。

史蹟名勝天然記念物の名勝にかかわる指定基準に、すぐれた国土美として欠くことのできないものであつて、その自然的なものにおいては……につづいて、また人文的なものについては……とされていることは注意する必要がある。人文的なものについては、とうたわれているものには項目として掲げられた公園、庭園や橋梁、築堤がこれに当たるものであろうが、明らかに文化活動の所産であるのに対してその他はまさに自然的な、と呼ばれるものである。一方、天然記念物についてはわが国の自然を記念するものと指定基準に示されているが、その項目をみると例えば日本に固有な畜養動物や並木或い

この二つの世界を区別して認識することはここでいう人文的文化財と自然的文化財といわれるものに大きなかわりをもっていると思われる。

三

日本人は古来花鳥風月を愛してきた人間であるという。淋派の画に代表されるように花鳥風月にかかわるすぐれた芸術作品が多いことは日本人の心を表現してあますところがない。ところで画面にとらえられている花鳥はまさにすべて生きものではあるけれども、注意をひくことは栽培花卉植物と野生植物とがきわめて調和よく渾然一体となつて画面を構成していることである。近現代の花鳥風月画にはこのような画面があまり見られないが、近現代においてはこの二つの植物は前に述べた二つの世界で生育の場を異にして育っていることと思ひあわせると、画面にとらえるときにこの二つは果たして区別して認識されているのであろうか。

日本庭園は独特のものとしてその価値がたたえられている。借景といわれるものはその中で一つの大きな役割をもっている。そこでは自然的景観といゆる人文的景観とが渾然一体となつた景観をかもしたしている。二つの世界を区別して認識していないといえよう。時代の進展とともに借りた自然景観は技術的創造の世界に

とりいれられてそこに人文的景観を創りだしてしまい、その庭園は全くその本来の価値を失ってしまった例は数多くみられる。

天然記念物の指定基準の中に畜養動物と野生動物とがあることはすでに述べた。ここでもこれら二つの動物を区別して認識することに欠けていることから提起された問題が多い。動物を愛護することは餌をやることと同義とさえ認識されているふしがある。畜養動物は愛玩動物、ペットと言われるものを含めて人間がつくりあげた動物であることからすれば当然のことながら給餌はもちろんひろく生活の場も人間の手によって与えられなければならない。野生動物はこれとはちがって生物的自然の世界の生きものであり、自然の摂理、自然生態系の要素として生活しているものであるにもかかわらず、餌を与えることによって愛護の手をさしのべるきらいがある。観光地とその周辺においてそれがはげしい。その結果としてこれら野生動物は家畜化の方向をたどることになる。奈良のシカはもはや野生動物ではないし、高崎山のサルもそうなりつつある。家畜化の方向をたどりつつも、生活の場を人間が与えているのではなく、いわば人間社会、技術的社会の中にとりいれているのではないことから、これらの野生動物と観光客との間、ひろくは人間社会との間に摩擦現象

四

名勝天然記念物として指定されているものにはすでに述べたように性格的にいて人間の文化的活動の所産であるものがかなりあるけれども、いわゆる自然的なものという範囲に入るものの方がはるかに多い。すなわち、すでに述べた生物的自然の世界に属するものである。

生物的自然の世界あつての技術的創造の世界であるとすれば、有形無形の文化財や民俗資料等のいわゆる人文的財は人間の文化的活動によつて直接的につくりだされたものである一方、いわゆる自然的文化財はそれをはぐくみ育ててくれた文化財であるといえよう。すでに触れたように文化財といわれるものの定義を人文的財に止めずに自然的文化財をも包括するものとして保護の対象としたことには重要な意義があろう。問題なのはその自然的文化財をどのようにして後世に伝えるかという保護の方策のあり方であろう。

人間の自然へのはたらきかけがはげしくない時代は生物的自然の世界のひろがりもひろく、自然のままの姿をとって温存された。そのよくな時代にあつては自然的文化財は指定したままに放置されたとしても、その姿はそのまま維持されつつっていくことになる。しかし日本にお

をさえひきおこしている事例は多い。ひいては天然記念物指定返上論にまで進展してしまふ。

記念物として一括してとりあつかわれている文化財に対し、純粹に直接的に人類の文化的活動によつてつくりだされた文化財についてはきわめて単純明快でこの種の問題はない。同じ生きものでありながら、そしてそれなるが故であろうか、記念物として一括されている動物、植物はまさに生きものとしての共通性はあるものの文化活動の所産としてのものと、生物的自然の世界のものとの二つがある。にもかかわらず日本人の古くからつづく歴史の中で、これら二つを区別して認識しないきらいがあつたからであらうか、特に野生の生きものについての保護のあり方について欠けるところが多いのは重要なことと言わなければならない。同じ生きものであることからすれば、その保護のあり方の基本的原理には、さまで異なるところはないうるが、具体的方策は根本的にちがったものでなければならぬ。野生の生きものについては、その生存を支えている生物的自然の世界、生態環境そのものの維持、保全をはからなければならないのは理の当然である。しかし、この立場からの学問的研究はそれぞれの生きものについて十分であるとはいえない。このことは今まで述べてきた視点にたつての対応に欠けること

いてはもはやこのような状態ではない。機械技術の発達した今日、大規模な開発行為は生物的自然をつぎつぎと蚕食してその面積を縮小しつづけている。加えてダム建設や林道の開設等によつて残された自然にも人為作業が加えられそれが原因となり周辺の自然環境に変革を加えている。言うならば日本にもはや十分に自然的である自然の世界はほとんどないと言つてよい。

こうした日本の現状の中で天然記念物の中の自然文化財についての指定のあり方、その後の保護の方策には大きな問題がありすぎるようにさえも思える。もつとも重要なことは自然的文化財は生物自然の世界を生存の場としているということへの配慮の欠如である。指定してもその生活環境の維持保全についての方策が全くなされていないか、なされているとしてもきわめて不十分でしかないと思えることである。すでに述べたように開発の進行と共に生活環境が破壊されたために姿を消すか、消さないまでもそのことが重要課題となつている自然的文化財は数多くあるし、一方生活環境を含めて指定されたものでも、その広さが不十分のため、あるいは管理方策に欠けるところがあるために環境が人為の影響をうけて指定物件である生きものの生存をゆるさず、あるいはおびやかしている例も多い。要は自然界の生きものである限り、そ

ろがあつたことにも大きな要因がある。

いささか趣を異にするが、例えば植物における特定品種、栽植された植物を主役とする名勝や並木等については指定された対象となつた植物本体の枯死、損傷等によつて指定解除になる例が少なくないが、これらは単に名木、巨樹、老樹といわれるものとは指定の趣旨が異なっているにも拘らず同様な措置をもつて対応されていることが多いのには疑問がある。特定品種についてはその対象となつた植物体だけが問題なのではなく品種保存が指定の対象である筈であり、名勝や並木等は植物体の学術的価値だけではなくその植物体の集合状態がかもしれない環境景観にこそ文化的活動の意義があることを考えるとその景観こそが維持されいかなければならぬまいと思われる。それを形成する植物体は枯死と共に姿を消すのではなく後継ぎの植物体によつて連続的に伝承されていかなければならぬものといえる。このようなことについても十分な対応がされているとは思えないし、これは本体が生きものであるという単純なとらえ方に立っていることに原因があり、前述の場合とはちがって文化的活動の所産であることをよく理解していないといつて言いすぎだと思はれる。やはり既に述べてきたように二つの世界を認識することに欠けていたためといふべきであらうか。

の生存を支えるに十分な生態系が温存され、変化をきたすことのないように管理されなければならないのであるといえよう。そうはいうものそれを裏づけする視点にたつての生態学的研究調査の結果は十分に整備されているとはいえない。行政的対応と併行してそれに対応できる学問的調査研究が行われることが急がなければならない。

五

文化財保護法の制定と共にその運用と行政を行うために文化財保護委員会が設けられ、加えて国立博物館と国立文化財研究所が設置されたことは適切なことであつた。前者は有形文化財の収集、保管、展覧を行うものとされ、後者は文化財に関する調査研究、資料の作成とその公表を行うものとされたが、現実的には有形文化財に焦点が当てられている。記念物について、特に自然的文化財に関しては、この種の機関が設置されることはなかつた。やはり一般的に認識されている文化財の概念に力点がおかれたからなのであらうか。

自然的文化財の保護乃至は保全は人文的文化財の保存とは行政的措置の上でも技術的管理措置の上でもきわめて異質的なものであるといふことは重要なことなのである。

編集後記

○今月号では加藤先生に文化財の中でも「自然的文化財」といわれるものについてお書き頂きました。阿寒湖のマリモなどの天然記念物や長野県の上高地などの名勝がこれに含まれます。

○旅行で車窓から山肌が無残に露わにされているのを見ると我々の心も痛みます。狭い国土に大勢の人が住んでいる我が国ではなおさらのことあるがままの自然が貴重です。

○今月は文化の日を中心に文化財保護強調週間がありました。これを機会に改めてかけがえのない文化財の意味について考えさせられました。(H)

広告の問合せ・申込み先

株式会社 りょうせい 営業課
TEL(0)三三六八二二四一(代表)

「文化庁月報」十一月号

(通巻第一八二号)
昭和58年11月25日印刷・発行

編集 文化庁

〒100東京都千代田区霞が関3丁目2番2号

発行所 株式会社 りょうせい

本社 〒100東京都中央区銀座7丁目4番12号

営業所 〒100東京都新宿区西五軒町52番地

電話 (0)三三六八二二四一(代表)

振替口座 東京 九一六一番

印刷所 懶行政学会印刷所

定価 一八〇円(送料四五円)
年間購読料 二、一六〇円(送料共)